

新居浜工業高等専門学校地域連携推進員規程

平成17年4月5日規程第7号

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の様々な教育活動に対し、民間の立場からのアドバイスや教育活動の実施に協力をいただく、地域連携推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員)

第2条 推進員は、次に掲げるものとする。

- 一 地域連携アドバイザー
- 二 教育アソシエイト

(支援活動)

第3条 地域連携アドバイザーは、本校の教育活動についての情報提供やコーディネート面に関する協力支援を行うものとする。

2 教育アソシエイトは、本校の教育活動についての指導面に関する協力支援を行うものとする。

(推薦)

第4条 教職員は、次に掲げる者のうち、様々な領域において地域で活躍し、高専教育に理解と熱意のある者を、別紙推薦書により推進員候補者として、校長あて推薦するものとする。

- 一 高専教職員OB
- 二 後援会及び同窓会関係者
- 三 本校の教育に関心のある団体又は機関等から推薦のあった者

(委嘱)

第5条 校長は、前条に基づき推薦のあった者及び特に適任者と認めた者に推進員を委嘱するものとする。

(報酬)

第6条 推進員の報酬は、原則として無償とする。

(任期)

第7条 推進員の任期は、1年以内とし、再任することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月5日から施行する。

別 紙

推 薦 書

平成 年 月 日

校 長 殿

所 属
氏 名

新居浜工業高等専門学校地域連携推進員として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	
推進員種別	地域連携アドバイザー 教育アソシエイト
推薦理由	
略 歴	